

リモート商談会等支援事業補助金交付要領

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、従来型の見本市や商談会に替わるリモート商談会やオンライン展示会システムへの参加・出展など、デジタル化の導入による新しい手法により経済活動の積極展開を目指す事業者を支援します。

2. 用語の説明

○ 中小企業者

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者であって、次のいずれかに該当する者を除いたものをいう。ただし、第 5 条第 1 項エに掲げる事業にあつては、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成 14 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者をいいます。

ア 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の 2 分の 1 以上を中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者以外の会社（以下「大企業」という。）が単独で所有している者

イ 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上を、複数の大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている者

3. 補助対象者

- 小松市内に主たる事業所を有している中小企業者及び個人事業主
- 政治団体または宗教法人ではない方
- 市税等の滞納が無い事業者
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第 2 条第 5 項に該当する性風俗関連特殊営業及び第 35 条の 2 に規定する特定性風俗物品販売等営業、暴力団等でない方

4. 補助対象経費

デジタルを活用した営業活動、商談、商品取引などをはじめとする社外向けシステム導入および強化に伴う経費

【主な経費】

- ・リモート商談会、オンライン展示会…参加料、出展料 など
- ・電子商取引…システム構築費および利用（登録）料、PR動画作成費、決済代行利用料、ホームページ など
- ・ウェブ会議…システム利用料 など

【注意事項】

- ①ソフトウェアの導入を伴わないハードウェアの整備については、補助対象外です。
- ②ソフトウェアと連動したハードウェアを整備する場合は、事前に商工労働課までご相談ください。
- ③月額制の使用料、リース料については、事業実施期間である10月から1月までの最大4か月までを対象とします。
- ④1事業者あたり申請は1回までです。

5. 補助率及び補助金額

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 補助率 | 9/10 |
| (2) 補助金限度額（上限額） | 50万円 |
| (3) 補助金の交付回数 | 1事業者につき1回（市内に複数事業所を有する場合でも1回。） |
| (4) その他 | 複数店舗において導入される場合はその経費を合算します。
補助金額の算出にあたり、端数が生じた場合は、100円未満切り捨て |

6. 事業実施期間（設備投資実施期間）

(1) 申請期間

令和2年10月30日から令和3年1月29日まで

(2) 事業実施期間

令和2年10月1日から令和3年1月29日までに実施したものが対象となります。

7. 適用認定申請から事業完了、支払いまでの流れについて

補助適用認定申請書提出前に行った補助対象経費に記載した設備投資については、令和2年10月1日以降であれば遡って認定します。

(1) 補助適用認定申請書の作成・提出

- ① 提出期限 令和3年1月29日（郵送の場合は、令和3年1月29日の消印有効）
- ② 提出書類
 - ・ 補助適用認定申請書（様式 H）
 - ・ 事業費明細書（様式 I）
 - ・ 消費税課税免税業者申告書
 - ・ 見積書、申込書、カタログなど、事業の実施内容、支出予定金額が分かるものの写し
…様式は市ホームページに掲載してあるものをダウンロードして使用してください。

(2) 計画の認定【小松市】

(3) 設備投資実施、代金の支払い

(4) 補助金実績報告書の作成・提出

- ① 提出期限 令和3年2月26日（郵送の場合は、令和3年2月26日の消印有効）
- ② 提出書類
 - ・ 実績報告書
 - ・ 参考様式（事業報告様式）
 - ・ 収支決算書、補助対象経費の支払いを証する書類等の写し（領収書の写しなど）
 - ・ 開発した商品の画像、名称等が分かる画像、資料※様式は認定者に別途案内します。

(5) 交付決定・確定通知【小松市】

(6) 請求書の提出

- 提出期限 令和3年2月26日（郵送の場合は、令和3年2月26日の消印有効）
- ※様式は交付決定・確定通知者に別途案内します。

(7) 補助金の支払い【小松市】

8. 提出方法

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「電子メール」「郵送」による提出方法とします。

(1) 電子メールによる提出

申請書と提出書類をスキャナーで取り込むか、写真で撮影した後、下記のアドレスにデータ添付の上、送信してください。メールの題名は企業名または事業者名としてください。

※直接入力した申請書等はスキャナーや写真に取り込む必要はありません。そのままメールに添付して送信してください。

【提出用メールアドレス】 k-keizai@city.komatsu.lg.jp

(2) 郵送による提出

記載等を終えた申請書等と提出書類を下記まで郵送してください。

(郵便料金は申請者でご負担ください。)

【提出先】 小松市産業未来部商工労働課 宛 〒923-8650 小松市小馬出町 91

(3) その他

上記方法で申請書等の提出ができない場合は、事前に小松市商工労働課まで必ずご連絡ください。

9. 事業認定の取消し

事業者が、当補助事業の認定申請及び申請兼実績報告において、次のいずれかに該当する場合、当該申請に係る補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

- ① 補助金認定申請、申請兼実績報告において虚偽の内容を記載したことが発覚した場合
- ② 当事業に関して補助金の認定決定の内容またはこれに付した条件に違反した場合
- ③ 補助対象事業となった設備投資・衛生対策用品を転売した場合
- ④ 申請者が当該助成事業を実施する見込みがないと判断した場合

※前項の規定は補助金の額の確定後においても適用します。

10. 補助金の返還

小松市が、補助金の交付決定を取り消した場合には、当補助金の申請を行った事業者（以下「申請者」という。）に対して当該補助事業の取消しに係る部分に関し、返還期日を定めて請求します。補助金の返還を求められた申請者は、小松市からの納付書により、期日までに返還してください。

11. 財産の管理及び処分

小松市は、補助事業の完了した日から1年間、必要があると認めるときは、申請者に対し補助対象の物品などを調査することができるものとします。

12. 本事業に関するお問い合わせ

小松市産業未来部商工労働課（市役所2階）

〒923-8650 小松市小馬出町91

電話 0761-24-8074